

平成 21 年 3 月 31 日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2003～2008

課題番号：15084209

研究課題名（和文） 法使用パターンの抽出とその相互影響関係の分析

研究課題名（英文） Study on Patterns of Mobilization and Mutual Influencing Relations of Legal Services

研究代表者

和田 仁孝（WADA, Yoshitaka）

早稲田大学・法務研究科・教授

研究者番号：80183127

研究成果の概要：

本研究は、大規模質問紙調査、質的調査、各種二次資料を用いて、国民の紛争処理に関わる弁護士・司法書士の利用パターンの客観的把握と、制度変容の影響を実証的に明らかにするものである。具体的には、なお、全体として我が国における法律家利用の低調が見られるものの、法曹人口増員、司法書士法改正など司法制度改革の影響下で、クレジット・サラ金事件など簡裁事件での活用の増加など新たな動きの出現と、さらにその法改正に連動した動きが発見され、法制度の変容と法曹利用の短期的連動現象が明らかとなった。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2003 年度	600,000	0	600,000
2004 年度	4,500,000	0	4,500,000
2005 年度	18,100,000	0	18,100,000
2006 年度	18,200,000	0	18,200,000
2007 年度	500,000	0	500,000
2008 年度	700,000	0	700,000
総計	42,600,000	0	42,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：紛争処理、弁護士、司法書士、法使用、法意識

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、裁判や、各種 ADR 等、紛争処理機関に持ち込まれた紛争とそこでの処理の機能性を評価するという研究、紛争が当事者の社会関係の中でどのように生成し、そこからどのような過程を経て展開していく

のかについて、当事者の認識変容の問題としてこれにアプローチする理論的研究などを中心にこれまで検討していた。また、各種紛争処理機関や、法専門家が、活用され認識変容に大きな影響を与えてくる点についても

検討を進めてきた。

具体的には、借地借家紛争の展開過程についての当事者への面接調査や、宮崎で実施した本人訴訟当事者へのインテンシブな面接研究のデータをもとに、その解釈法社会的なケース分析や、それらの知見に基づく紛争過程理論の構築を行ってきた。

これに加え、平成11～13年度にわたって、萌芽的研究として「少年犯罪被害者による民事訴訟利用の分析」に関する研究を行った。そこでは、真実の解明や情報を求める被害者が、それ自体を目的として民事訴訟を利用する行動について、検討を加えた。これは、ある法機関（民事裁判）が、他の法機関における機能性の限界との関連で、利用者により、その本来の制度趣旨と異なる形で利用される現象の分析であり、法機関へのアクセスが全体的な制度環境の中で整形されていく事実を問題としたものである。そこで発見された、制度環境の中での制度利用意図の構成と機関パフォーマンスへの影響という問題は、トラブルに巻き込まれた当事者による法使用行動の分析にも等しく適用可能な問題である。こうした制度利用が他の機関への認識と連動している現象、すなわち、制度利用パターン抽出分析という問題への関心が、今回の研究計画を考えるに至った背景に存在した。

しかし、これまでの研究は、主に、インテンシブな聞き取りに基づく、質的分析、解釈的アプローチによる検討が中心で、これをより幅広い観点からサーヴェイし、現在日本における紛争過程の展開と、そこでの法専門家や、紛争処理機関の果たす役割についての全体像を描く試みは、ほとんどなされてこなかった。

そこで、我が国における紛争展開過程における法専門家および紛争処理機関利用のパ

ターン分析を、これまでの質的研究とも連動させつつ、大規模質問紙調査研究プロジェクトの一環として実施し、その全体像を探るという課題が、法社会学という分野全体にとって必須の課題となっていたのである。

また、かつてないほどの大規模な司法制度改革が進行中でもあり、その影響についても、実証的に明らかにすることが大きな実践的課題でもあった。

## 2. 研究の目的

本研究は、現在の日本において、法的サービス獲得行動（法的機構を利用して、法的サービスを獲得する行動）がいかなるパターンにしたがっているかを、統合的全国調査とそのデータの個別分析を組み合わせることによって、明らかにしようとするものである。法的サービスとは、法に関する知識、援助、代理等の活動をいう。その一部は、友人、親類等、法の専門家でない者によって行われるが、その多くの部分は、弁護士、司法書士、行政官、ADRや法律相談の担当者等、法的専門家により行われる、本研究の中心課題は、現代日本におけるこれらのサービス提供場面に横断的に眼を配り、法的サービスの獲得機会が、すべての社会メンバーに対して平等に開かれているか、そして、法的サービスの獲得機会が社会的に不均等に分布しているとしたらその原因は何であり、それを是正するためにはどのような方策がありうるのかという問題に、経験科学的調査を通じて答えることである。

本研究は大規模な特定領域研究プロジェクトに一環であるが、とりわけ本研究では、多様な法サービス提供機関が重複ないし連続してアクセスされ、使用される可能性が高いことを考え、そうした中で弁護士・司法処理など法専門家使用行動にどのようなパターンが見られるかを、全国調査データから抽

出する。その上で、弁護士・司法書士使用行動パターンの生成を規定している要因を様々な角度から分析し、またそれらパターンが個々の法使用の内容にいかなる相互影響を与えているかを分析していく。

これによって、我が国における弁護士・司法書士による法的サービス提供体制の構造的性質と、その機能性が客観的に計測され、より充実した法的サービス提供システムの機能化条件の理解が促進される。また、より高度な制度構築へのデータに根ざした実践の手がかりが得られる。

これまでも法社会学的諸研究は、これら法機関や、法専門家の利用についての個別的研究に取り組んできているが、信頼するに足る大規模な学術的定量的調査にもとづいて、法利用における相互関連パターンを分析するような研究はいまだなされていない。本研究は、第一に、客観的な定量的調査データに基づく分析を試みる点で、第二に、法使用、法機関、法専門家使用の相互連関パターンに焦点を合わせ、統合的に分析しようとする点で従来の研究とは異なる独創性を有しており、また、従来の個別的な研究の知見を総合する意義を有するものと言える。

海外では、アメリカのウィスコンシン大学における大規模な調査など、類似の定量的研究の蓄積もある。また、現在カナダのブリティッシュコロンビア大学を中心に進行中の日本を含むアジアの法機関、法専門家の機能をめぐる調査研究も、その問題関心は異なるものの交錯する側面もあり、世界的にも、その成果を関連付けつつ発信することに意義があると考えられる。

### 3. 研究の方法

**1) 準備研究：**法使用調査に関しては、初年度には、国内外での類似先行研究の詳細

な吟味・検討を行い、次年度以降に実施する調査全体の基本計画の策定を行った。とりわけ、予備調査用の調査票の完成を目標として、10名程度の弁護士利用経験者との面接を行い聞き取り調査を実施した。その上で、各大学班と協働して、研究会を持ち、国内外の先行研究に見られる理論的枠組み、仮説構成、方法論、調査実施手順などについての緻密な批判的検討を行った。また、これと並行して、我が国の法使用状況について分析した文献についても、調査のデザインのための資料として検討を行った。

**2) 予備調査：**法使用行動に関わる予備調査を実施した。この予備調査結果を踏まえつつ、次年度より本格的に実施する全国調査の基本計画を策定した。

**3) 第一時大規模質問紙調査：**郵送による法使用に関する第一次調査を実施した。基本的な法使用に関する知識や経験を問うと同時に、次年度に行う第二次調査につなげるための中間的データ分析を実施した。

**4) 第二時大規模質問紙調査：**第一次調査の結果を踏まえつつ、第二次調査を実施した。これらデータの統計分析に着手すると同時に、このデータから面接調査の対象となるサンプルを抽出した。(

**5) 面接調査：**上記統計データから抽出した面接対象サンプルについて面接による質的調査を実施した。これによって、統計データのより詳細な補足と解釈の手がかりを得ることが出来た。

**6) データの統合的分析：**法使用行動調査のデータを法使用行動パターンの抽出とその規定要因、総合影響関係の分析に焦点を合わせて分析した。その過程で面接調査、二次データなども加味して検討を行った。

**7) 成果の公表：**研究過程で得られた知見を参考に、いくつかの論考の形で成果を公

表し、また学会発表も行った。

#### 4. 研究成果

質問紙データの整理と基本集計を前提に、研究のとりまとめを行ったところ、なお、大きな傾向として弁護士利用、司法書士利用ともに、我が国ではきわめて低調なままに推移していることが明らかとなった。ただし、調査実施以降、弁護士数の増大、簡易裁判所代理権を取得した司法書士の業務態様の変化、さらには法テラスやADR法のもとで続々と設置されたADRの運用開始など、弁護士サービスおよび司法書士サービスを中心とするリーガル・サービスの供給体制に大きな変化があり、リーガル・サービスへのアクセスのパターンにも、新たな傾向が生まれてきている可能性があった。たとえば、2008年には、司法書士の裁判外業務の事物管轄について制限的に解釈する神戸訴訟判決が出されるなど、リーガル・サービス供給体制の競合領域でのシステムは未だ流動的である。

そこで、大規模調査のデータに加え、質的調査のデータ、近年の弁護士利用、司法書士利用についての二次資料も合わせて検討したところ、とりわけ簡易算盤書レベルの事案について、弁護士の関与が増加していることが明らかになった。従来ではコスト的に見合わない事案として扱わなかったケースにも弁護士の関与が見られるのである。

これは一方で、司法制度改革による法曹人口増員の影響であり、他方で広告規制の撤廃や報酬規程の撤廃による弁護士のサービス手0強形態の変化、とりわけ一部事務所の少額事件の体稜低コスト処理の影響があると考えられる。

他方、データからは司法書士利用についても変化が見受けられた。簡易裁判所代理権の取得による簡裁代理事件の増加である。しかし、弁護士利用との相違として、弁護士が一

定程度被告側にもついているのに対し、司法書士はほとんどが原告側代理人として関与している点である。その事案のほとんどは過払い返還請求訴訟であり、また、法改正にともないこうした案件そのものが減少傾向にある。

従って司法書士利用が弁護士利用に代替するものとして定着するのか、あるいは事案の減少により、司法書士利用そのものも減少していくのか、この点についてはさらなる経過観察が必要である。

これら弁護士・司法書士利用のパターン変容とその相互関係について、本研究を通して、詳細が明らかになったといえる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

1) 和田仁孝、コンフリクト社会と紛争解決システム、都市問題、100巻2号、査読無、2009年、80-88ページ

〔学会発表〕(計1件)

1) 和田仁孝、ADR in Recent Legal Reform in Japan, Law and Society Association Annual Meeting 2007.7.28 ベルリン

〔図書〕(計5件)

1) 和田仁孝(編) 三協法規、ADR 認証制度、2008、242ページ

2) 和田仁孝(編) 有斐閣、ADR - 理論と実践、2007、160ページ

3) 高橋宏、和田仁孝 他、法律文化社、民事紛争と手続理論の現在、2008、669-683ページ

4) 中村芳彦・和田仁孝、法律文化社、リーガル・カウンセリングの技法、2006、185ページ

5) 和田仁孝・佐藤彰一(編) 商事法務、弁護士活動を問い直す、2004、300ページ

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

和田 仁孝

早稲田大学大学院・法務研究科・教授

研究者番号：80183127